

令和5年第14回大山町教育委員会

招集年月日 令和5年12月27日（水） 午前10時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		朧山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和5年度大山町一般会計補正予算（第9号） 教育委員会所管の予算）

日程第 4 報告第 2 号 教育長の臨時代理による事務の承認について
（区域外就学について）

日程第 5 議案第 1 号 指定学校の変更について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年1月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
12 月	1 日	金	大山町議会12月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
	3 日	日	職員採用試験(面接)
	5 日	火	大山町議会本会議(議案の質疑)
	8 日	金	文化祭実行委員会代表者会議
	9 日	土	中山みどりの森保育園発表会
	10 日	日	大山町五色百人一首大会
	11 日	月	六長合同会議、保育園長所長会、まちづくり大山会議
	12 日	火	管理職会議
	13 日	水	議会一般質問(～14日)
	15 日	金	全国CS大会(米子コンベンション)
	16 日	土	名和さくらの丘・大山きやらぼく保育園発表会、大山町人権・同和教育推進大会
	18 日	月	学校長人事ヒアリング
	19 日	火	学校長人事ヒアリング、学校給食調理等業務プロポーザル審査会 イングリッシュスクール協議、教職員組合人事交渉
	20 日	水	大山町議会本会議閉会(質疑・討論・採決)
	21 日	木	名和小外国語活動授業参観、西伯郡教育長会
	22 日	金	町内全小学校終業式
	23 日	土	テメキュラ帰国報告会
	25 日	月	町内全中学校終業式
	27 日	水	総合教育会議、定例教育委員会、西部地区人権・同和教育振興会議

今 後 の 予 定

12 月	28 日	木	仕事納め
1 月	3 日	水	成人式
	4 日	木	春の七草探し(名和さくらの丘保育園)
	5 日	金	春の七草探し(大山保育所、大山きやらぼく保育園)
	6 日	土	鳥追いと七草(大山公民館)
	7 日	日	消防出初式
	9 日	火	町内小学校・中学校始業式

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和5年度大山町一般会計補正予算(第9号) 教育委員会所管の予算)

令和5年第10回大山町議会定例会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第2号

教育長の臨時代理による事務の承認について (区域外就学について)

学校教育法施行令第9条の規定に基づく区域外就学について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和5年12月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 1件（詳細別紙）
2. 申立てに対する承諾日 令和5年12月13日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定、又は変更に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 1 件 （詳細別紙） 認定件数 件